

！ 共済組合 資格取得

！ 互助会 加入

教職員のみなさまをサポートします

～ 共済組合と教職員互助会の給付～

共済組合と教職員互助会では、組合員(会員)が安心して生活できるよう、様々な給付を行っています。

結 婚



！ 結婚祝金（互助会）－請求－

＜会員＞ 50,000円を給付

出 産



！ 出産費・家族出産費等（共済組合）－請求－

＜組 合 員＞ 出産費 488,000円・出産費附加金 50,000円（共済組合）
＜被扶養者＞ 家族出産費 488,000円・家族出産費附加金 50,000円（共済組合）
※産科医療保障制度加入の場合、12,000円加算

！ 出産祝金・見舞金（互助会）－請求※－

＜会員・被扶養者＞ 50,000円を給付
※共済組合に「出産費・同附加金請求書」等を提出した場合は自動給付

！ 育児休業手当金（共済組合）－請求－

- 育児休業開始から180日目まで【給付上限1日につき14,718円】
・1日につき標準報酬月額×1/22（10円未満四捨五入）×67/100
- 育児休業開始から181日目以降【給付上限1日につき10,984円】
・1日につき標準報酬月額×1/22（10円未満四捨五入）×50/100
原則：当該育児休業に係る子が、1歳に達する日までの期間

育 児



！ 育児休業支援手当金（共済組合）－請求－

- 対象期間(※)の育児休業等を取得した日が28日に達するまで【給付上限1日につき2,855円】
・1日につき標準報酬月額×1/22（10円未満四捨五入）×13/100
※産後休業等をしなかったとき、その子の出生の日から56日を経過する日の翌日までの期間
産後休業等を取得したときは、当該出生の日等から起算して112日を経過する日の翌日までの期間

！ 育児時短勤務手当金（共済組合）－請求－

- 組合員が2歳に満たない子を養育するため育児時短勤務等をしている場合に、減収後の報酬の10%を支給

介 護



！ 介護休業手当金（共済組合）－請求－

- 組合員が介護休業を取得し、給料の全部又は一部が支給されない場合に支給【給付上限1日につき16,207円】
・1日につき、標準報酬月額×1/22（10円未満四捨五入）×67/100 最長で66日まで支給

！ 埋葬料・埋葬料附加金等（共済組合）－請求－

- 組合員が公務外で死亡したとき
埋葬料
＜被扶養者が請求＞ 50,000円
＜被扶養者以外が請求＞ 50,000円以内で
実際に葬祭に要した費用
埋葬料附加金
＜被扶養者が請求＞ 25,000円
＜被扶養者以外が請求＞ 埋葬料－50,000円
(25,000円上限)
- 被扶養者が死亡したとき
家族埋葬料 50,000円
家族埋葬料附加金 25,000円

！ 退職慰労金（互助会）－自動給付－

- 会員が10年以上在会し、退職(死亡退職は除く)したとき給付
・10年以上20年未満 30,000円
・20年以上30年未満 40,000円
・30年以上 50,000円

！ 死亡弔慰金（互助会）－請求※－

- 会員又は被扶養者が死亡したとき給付
・会員 250,000円
・被扶養配偶者 100,000円
・その他被扶養者 50,000円
※共済組合に「埋葬料・家族埋葬料請求書」を提出した場合は自動給付

！ 傷病手当金等（共済組合）－請求－

- 傷病手当金
同一の傷病で勤務に服することができなくなった日以後3日を経過し、給料の全部または一部が支給されない場合に1年6カ月の範囲内で支給
・1日につき給付日額の2/3
- 傷病手当金附加金（資格喪失後は支給なし）
傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から、6カ月間の範囲において引き続き勤務に服することが出来ない場合に支給
・1日につき給付日額の2/3

傷 病



！ 高額療養費等（共済組合）－自動給付－

- 高額療養費 同一の病院又は薬局で支払った自己負担額が所得区分に応じた一定の額を超えた場合に超過額を支給
 - 一部負担金払戻金 自己負担額から25,000円（上位所得者：標準報酬月額530,000円以上）に該当する場合は、50,000円を控除し、100円未満の端数を切り捨てた額を支給
 - 家族療養費附加金 上に該当する場合は、50,000円を控除し、100円未満の端数を切り捨てた額を支給
- ※詳細は、公立学校共済組合青森支部HPに掲載の「令和7年度 こんなときガイド」を参照ください。

！ 療養費・家族療養費（共済組合）－請求－

- やむを得ない事情等により、マイナ保険証等を使用しないで医療機関を受診したときや、以下の例のように、医師が治療上必要と認めたとき、10割負担した費用の70/100(ただし、未就学児及び70歳以上の被扶養者は80/100)を療養費等として支給
- 「医師が治療上必要と認めたとき」の例
- | | |
|----------------|------------------------|
| コルセット等の治療用装具費用 | はり、きゅう、あんま、マッサージ等の施術費用 |
| 海外で診療を受けたときの費用 | 小児用弱視等の治療用眼鏡等の費用 |

病 気 ・ け が



退 職



！ 遺児給付金（互助会）－請求－

- 死亡した会員に、その年度末に18歳以下の被扶養者がいるとき給付
・1人につき 250,000円

！ 医療費補助金（互助会）－自動給付－

- 会員又は被扶養者が傷病により医療機関を受診し、自己負担したとき、共済組合給付額と3,000円を控除した額を給付（医療機関と調剤薬局の自己負担額は合算しない）
・医療費補助金＝自己負担額－共済組合給付額－3,000円

その他の給付等については共済組合または教職員互助会のホームページをご覧ください。

公立学校共済組合青森支部
一般財団法人青森県教職員互助会

共済給付・年金グループ ☎017-734-9913
教職員互助会 ☎017-734-9914

死 亡

